

令和5年度キタヒロプレミアム商品券に関するQ&A

Q1 チラシが届かなかった。

A 全世帯にお届けできるよう、郵便による全戸への送付を行いました。二世帯住宅には1通のお届けとなりました。その他、当会ホームページによるお知らせ、北広島市広報による周知、市役所出張所（大曲・西の里・西部）、エルフィンパーク、団地住民センター、市役所4階、商工会に、申込書のコピーを配置しました。

Q2 申込をしたが、当選しているかどうか知りたい。

A 個別の当選確認には応じられません。購入引換券を当会から郵送いたしますので、そちらで確認願います。なお、市外・記入内容不備の方には郵送物は届きませんのでご了承願います。（購入引換券は、8月末日から発送いたします。）

Q3 購入引換の際は、本人でなければダメですか。また、本人確認の証明は必要ですか。

A 購入引換券を持参して頂ければ、代理の方でも引換できます。また本人を確認する身分証等は必要ありません。

Q4 購入引換は、どこの場所に行っても良いのでしょうか。

A 購入申込時に指定した場所を購入引換券に記載しています。必ず指定場所で引換をお願いします。

Q5 購入引換券が届いたが、やっぱり必要ない。

A 今回、抽選にはなりませんでしたが、物価高騰等の影響による事業者及び消費者への支援として商品券を発行し、消費喚起を促すものとして実施しておりますので、有効にご利用いただきますようお願いいたします。

Q6 商品券でのお買い物でお釣りは出ますか。

A 出ません。下記の注意事項をご確認ください。

Q7 購入する商品等の制限はありますか。

A あります。下記の注意事項をご確認ください。

《注意事項》

- 使用期間は令和5年9月1日～令和5年10月31日ですので、期間内にご利用ください。
- 本券は現金との引き換えやビール券等の商品券・切手・プリペイドカード等の購入、電子マネーのチャージ、税金・公共料金の支払い、市指定ごみ袋、たばこ等、射幸契約（パチンコ等）の対価としては使用できませんのでご注意ください。
- 本券使用に伴うお釣りはお支払できません。
- 本券の再販または再利用、裏面に取扱事業所の記載があるものは利用できません。
- 取扱店舗内のテナントによっては本券が使用できない場合や、取扱対象外の商品がありますのでご利用の際にご確認ください。
- 本券の盗難、紛失、毀損に対しては、発行者はその責を負いかねますので、保管や取扱には十分ご注意ください。

Q 8 お買い物等、商品券利用の際の対象外について教えてください。

A Q 7の注意事項に記載の詳細について、下記をご確認ください。

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (5) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和5年10月31日を超えるもの
- (6) 現金との換金
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業
- (8) 宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、北広島商工会が適当と認めないもの